文の京生きもの写真館 区内動植物写真募集要項

2019 文資環第 68 号令和元年 6 月 4 日部長決定 2020 文資環第 119 号令和 2 年 7 月 21 日部長決定

1 目的

文京区生物多様性地域戦略に基づき、区民等が生物多様性を身近なものとして理解し、浸透・定着を図るため、文の京生きもの写真館を区ホームページ上に開館する。写真館開館に伴い、区内動植物の写真(静止画像)データを募集する。

2 募集する写真(静止画像)

文京区内に生息・生育する動植物(人為的に持ち込まれたものでない)の写真(静止画像)で下記の要件を満たすものとする。

- (1) 撮影場所が区内の公園・道路など公共の場所であること。私有地の場合には、その土地や施設の管理者の同意の下に撮影したものであること。
- (2) 撮影日が、概ね過去2年以内であること。
- (3) 生体(生きている状態の生きもの)、脱皮殻、葉、花、果実等を主とするものであること(標本は不可)。
- (4) 生きものを捕まえたり傷付けたり、別の場所に移動させたりして撮影したものでないこと。
- (5) 撮影対象が、文京区の豊かな自然を実感できるようなものであること。 例 ヘビ、サワガニ、トカゲ、モグラ(穴でも可)、野鳥、セミ、チョウ、トンボ、野草など
- (6) ペットや園芸植物など人為的に持ち込まれた動植物でないこと。
- (7) 個人が特定できる状態で人物が写り込んでいないこと。
- (8) 本人が撮影したものであること。

3 応募について

- (1) 写真(静止画像)のデジタルデータを、電子メールに添付して送付する。 送信先アドレス: b-dpicture@city.bunkyo.lg.jp (アドレスの入力は半角文字とし、本文は空白とする。)
- (2) 上記の電子メールでの写真(静止画像)送付と併せて、下表の情報を情報送信フォームで送信する。(個人情報の保護の観点から、電子メールでは写真(静止画像)以外は送らないこと)情報送信フォームの受信確認後、上記電子メールを確認するため、必ずフォームへの入力をする。

| 公工 旧状之间 / A CO 之间 旧状实口 | | |
|------------------------|---------------|---------------------------|
| No | 項目 | 備考 |
| 1 | タイトル | 写真(静止画像)の電子メールと同じタイトルとする。 |
| 2 | 撮影者の氏名・住所・メール | 事務局からの連絡等で使用する。 |
| | アドレス・電話番号 | |
| 3 | 掲載する撮影者の名前 | 原則記載された名前(ニックネーム、匿名可)を公開す |
| | | るが、掲載媒体等の性質上、事務局での判断により、非 |
| | | 公開とする場合がある。 |
| 4 | 撮影場所 | 原則として公開となるが、撮影場所を公開することによ |
| | | り、貴重な動植物の生息に影響を及ぼすことが懸念され |
| | | る場合や掲載媒体等の性質上、事務局での判断により、 |

表 1 情報送信フォームでの送信情報項目

| | | 非公開とする場合がある。 |
|---|---------|---|
| 5 | 撮影日 | わかる範囲で入力する。(原則公開とするが、掲載媒体等の性質上、事務局での判断により、非公開とする場合がある。) |
| 6 | 撮影対象の名称 | わかる範囲で入力する。(原則公開とするが、掲載媒体等の性質上、事務局での判断により、非公開とする場合がある。) 明らかな間違いがある等、事務局での判断により修正する場合がある。 |

(3) 投稿する写真(静止画像)について

- ① 写真(静止画像)のデジタルデータのファイル形式は、JPEG 形式(ファイル名の拡張子が.jpg もしくは.jpeg である画像ファイル)とする。
- ② 写真(静止画像)は鮮明な状態のものを送信する。ただし、デジタルデータのファイルサイズはメールサーバーの容量制限のため 10MB までとする。

(4) 著作権等について

- ① 投稿された写真(静止画像)の著作権は、投稿者に帰属する。
- ② 投稿した写真(静止画像)についての著作者人格権の行使はしないものとする。
- ③ 投稿者は、投稿された写真(静止画像)について、区の印刷物、広報紙、刊行物及びウェブサイトの電子媒体への掲載や展示等に利用する目的で、当該写真(静止画像)を受信の時から区が無償で使用することを許諾するものとする。
- ④ 投稿した写真(静止画像)の文京区への使用許諾に影響する著作権の第三者への譲渡はしない ものとする。やむを得ず、著作権の第三者への譲渡を行うときは、譲渡先に文京区への使用許諾 を承継させるものとする。
- ⑤ 投稿された写真(静止画像)を使用する際には、原則「掲載する撮影者の名前(ニックネーム等)」を表示するが、媒体等の性質上表示しない場合もある。
- ⑥ 投稿された写真(静止画像)を使用する際には、著作者の承諾を得ることなくトリミング等の 画像加工をする場合がある。
- ⑦ 他人の著作権、肖像権などを侵害するような写真(静止画像)は投稿しない。また、投稿された写真(静止画像)が権利侵害にあたる写真(静止画像)であると判明した場合には、区のホームページ等から削除する。
- ⑧ 他人の著作権、肖像権などを侵害するような行為が行われた場合、それに関するトラブルは、 投稿者がすべて対処するものとし、事務局は一切の責任を負わないものとする。

(5) 応募後の写真(静止画像)等の取扱いについて

ホームページ上に掲載するかどうかは、区において判断するものとし、以下のいずれかに該当する場合はホームページ上に掲載しない。なお、投稿された写真(静止画像)の掲載期間は、区において判断する。

- ① 掲載に必要な情報が得られなかった場合。
- ② 明らかに文京区外で撮影されたと判断される場合。
- ③ 重要種であり、公開すると乱獲等を招くおそれのある場合。
- ④ 投稿数の関係等で、全ての写真(静止画像)を掲載できない場合。
- ⑤ 画像の内容が、当ホームページの運営趣旨にそぐわないと判断された場合。

※写真(静止画像)のご提供に対しての対価は一切ありません。

4 免責事項

- (1) 当ホームページにおいて公開する情報の正確性については、全てを専門家が同定するわけではないため、利用者が当ホームページの情報に基づいて行う一切の行為については、事務局は何ら責任を負わないものとする。
- (2) 応募された時点で、募集要項について同意したものとみなす。